

第7回福井エリア地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和8年5月12日（火） 15:30~16:50

2. 場 所

福井県庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁
防衛省

関係自治体等 : 福井県、京都府、滋賀県、岐阜県、福井県警察本部
京都府警察本部、敦賀美方消防組合消防本部
若狭消防組合消防本部、舞鶴市消防本部

ワザバー : 関西広域連合、高浜町、おおい町、美浜町、敦賀市、小浜市
若狭町、越前市、越前町、鯖江市、福井市、舞鶴市、綾部市
京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、京都市、高島市、長浜市
中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

庶務 : 内閣府 林田推進官、内田補佐、松浮主査、鈴木主査
林防災専門官、正野防災専門官、高野防災官、松本防災専門官

4. 議 題

- (1) 「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について
- (2) 令和7年度における原子力防災訓練について
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料1 高浜地域・大飯地域・美浜地域の「緊急時対応」の改定について
(案)
- 資料2 高浜地域の緊急時対応 (概要版) (案)
- 資料3 大飯地域の緊急時対応 (概要版) (案)
- 資料4 美浜地域の緊急時対応 (概要版) (案)
- 資料5 高浜地域の緊急時対応 (全体版) (案)
- 資料6 大飯地域の緊急時対応 (全体版) (案)

- 資料 7 美浜地域の緊急時対応（全体版）（案）
- 資料 8－1 令和 7 年度福井県原子力総合防災訓練の概要
- 資料 8－2 令和 7 年度京都府原子力総合防災訓練の実施結果について
- 資料 8－3 令和 7 年度滋賀県原子力防災訓練の結果について
- 資料 8－4 令和 7 年度岐阜県原子力防災訓練について

6. 概 要

（1）「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について

- 内閣府から、資料 1 から資料 4 に基づき、主な改定ポイントを中心に「高浜地域の緊急時対応」「大飯地域の緊急時対応」「美浜地域の緊急時対応」の改定の概要等について説明を行うとともに、資料 5 から資料 7 に基づき、3 地域の「緊急時対応」の改定案について前回の分科会（第 42 回高浜、第 38 回大飯、第 20 回美浜）からの修正点を中心に説明を行い、出席者間でその内容を確認した。
- 福井県から、緊急時対応の改定をもって終わりではなく、実効性を上げるために、国・関係自治体・関係機関との連携・協力の下で訓練を積み重ね、不断に計画を見直していくことが重要であり、今後の原子力総合防災訓練では、緊急時対応の改定を踏まえた訓練を盛り込んで実施したいとの考えが示され、国の職員の参加も含め、訓練への協力依頼があった。
これに対して内閣府から、原子力防災体制の継続的な充実・強化は重要だと認識しており、福井県主催の訓練についても必要な支援や協力を引き続きしていく旨、回答があった。
- 滋賀県から、緊急時対応の実効性の向上のため、今後も計画の細部を詰めていくため関係機関にも協力いただきたい旨、発言があった。また、緊急時対応に記載された内容を実践するために必要な資機材の運用維持のため、昨今の物価高騰の事情を踏まえ、国には継続した財政支援を依頼したい旨、発言があった。
これに対して内閣府から、物価高騰の社会情勢であっても、必要な資機材は整備しなければならないことは承知しており、引き続き財政支援していく旨、回答があった。
- 昨年 7 月の作業部会において福井県より要請のあった QA 集作成の検討については、内閣府から修正意見がなくなるまで現時点において必要な情報を改定案にしっかり書き込めたため、QA 集については今後必要に応じて検討することでどうかとの確認があった。
これに対し福井県から、昨年 7 月の段階では作成の検討が必要と考えていたが、その後、屋内退避に関する運用に関しては原子力規制庁による原

子力災害対策指針の改正、関連文書やQA集の整備もされたので、内閣府の考えに異論はない旨、発言があった。

- 福井県より、屋内退避の効果的な運用のため、原子力災害対策マニュアルに指針の改正内容を反映し、図上演習等の要員向けの研修でも取り扱うなど、実務レベルの対応力強化のための支援をお願いしたい旨、発言があった。これに対し内閣府から、屋内退避に係る運用については、内閣府主催の図上演習の場での説明実績を紹介するとともに、原子力災害対策マニュアルには昨年度の原子力総合防災訓練も踏まえた改定作業を行っているなど、実務対応者レベルの周知にも努めている旨、発言があった。
- 事務局から、作業部会として緊急時対応の改定案に対する修正意見がないため同案を取りまとめ、福井エリア地域原子力防災協議会に報告することについて異論ないことが確認された。

(2) 令和7年度における原子力防災訓練について

- ・ 福井県から、資料8-1に基づき、住民避難訓練等の実施結果について報告があり、事故進展の情報提供をLINEアプリにより行うとともに、円滑な避難に向けて、LINEアプリ等による避難所受付を行ったとの説明があった。また、福井大学と協力し分かりやすい短い動画を作成するとともに、チラシを住民に事前に配布して、実際に屋内退避を体験いただくようお願いすることで、住民の屋内退避に関する理解を促進したとの説明があった。
- ・ 京都府から、資料8-2に基づき、住民避難訓練として能登半島地震を踏まえた孤立地域からの海路避難などを実施したほか、一時集合場所の設置・運営訓練、屋内退避訓練等を実施したとの報告があった。また、各災害対策本部における役割等の確認を行い、府及び関係市町職員の緊急時対応能力の向上を図るため、複合災害を想定した図上訓練も行ったとの説明があった。
- ・ 滋賀県から、資料8-3に基づき、緊急時モニタリング訓練、住民避難訓練の実施結果について報告があった。後者については、能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ琵琶湖に面した集落が孤立したという想定で、移動可能な浮棧橋を琵琶湖に設置し、小型船による避難を行ったとの説明があった。また、広域避難先における避難所の環境改善を目的として、キッチンカーやトイレカーの活用、水循環型シャワーの展示を行ったとの説明があった。
- ・ 岐阜県から、資料8-4に基づき、本部運営訓練と現地実動訓練の実施結果について報告があった。前者は、原子力という事象への理解を深めるため、シナリオ開示型のロールプレイング訓練とすることで参加者の理解向上を図ったとの説明があった。後者では、緊急速報メールや防災行政無線など様々な手段を用いて住民に屋内退避を呼びかける訓練を行ったほか、新たに支援物資輸

送訓練を行い、屋内退避中の住民に揖斐川町の職員が支援物資を届ける手順を確認したとの説明があった。

以 上